

市第154号議案  
市第155号議案

横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正  
横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の  
基準に関する条例の一部改正

令和8年3月24日  
こども青少年・教育委員会  
こども青少年局

## 1 趣旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）が令和8年3月2日に改正されたことに伴い、関連する条例の一部を改正します。

## 2 改正する条例

- (1) 横浜市認定こども園の要件を定める条例
- (2) 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

## 3 改正の概要

- (1) 横浜市認定こども園の要件を定める条例

これまで1学級の園児の数は原則35人以下とされてきましたが、国の基準の改正により、原則30人以下に改正されたことを受け、本市においても同様の改正を行います。なお、令和14年3月31日までの経過措置を設けます。

- (2) 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

ア 上記3(1)と同様の改正を行います。なお、令和14年3月31日までの経過措置を設けます。

イ 国の基準の改正により、新たに創設された主務保育教諭及び主務養護教諭の規定が追加されたことを受け、本市においても同様に規定を追加します。

## 4 施行日

令和8年4月1日（告示及び府省令の一部改正の施行日と同日）